

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月5日

鳥取市東町1丁目220番地
公益財団法人 鳥取県体育協会
会 長 中 永 廣 樹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立鳥取産業体育館で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）3,239,310kwh

（平成29年10月から平成30年9月の使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、平成31年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市天神町50-2 鳥取県立鳥取産業体育館

(5) 入札書の記入方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の平成31年4月から平成31年9月までは当該金額の108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額、平成31年10月以降については当該金額の110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額の合計を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意す

ること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。
- (3) 平成31年2月5日から平成31年3月1日（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の改札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月5日から平成31年3月1日（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成31年2月18日（月）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付 第201600115735号（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262461.htm>））第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。
- (7) 県内に本店または主たる事務所を有するもの。

3 契約担当部局

公益財団法人 鳥取県体育協会 総務担当

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0847

鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館

（担当）スタッフ 岡野 直樹

電話 0857-24-2815

電子メール sports@t-santai.undo.jp

ホームページ <http://t-santai.tottori-sf.net/>

(2) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成31年2月5日（火）から平成31年2月18日（月）までの間にインターネット上の公益財団法人鳥取県体育協会（<http://www.sports-tottori.com/>）または鳥取県立鳥取産業体育館のホームページ（<http://t-santai.tottori-sf.net/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月5日（火）から平成31年2月18日（月）までの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時

平成31年3月1日（金）午後3時

ただし、郵便等による入札書の受付期限は、平成31年2月28日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市天神町50-2 鳥取県立鳥取産業体育館 会議室（1）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成31年2月18日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

い。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、本件入札は、平成31年度から平成35年度の鳥取県立鳥取産業体育館の管理運営に関する協定書（以下、協定書という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、平成31年3月31日以前は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、平成31年4月1日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことはできない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札参加者の負担となるものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。